

管理コード	業種(事業名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の要請	「措置の内容」の要請	各府庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の管轄・関係府庁	
130010	観覧の制限(日出前及び日没後における観覧の禁止)の緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第36条第1項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第36条第1項 日出前及び日没後においては、銃を携帯した際の観覧等は、禁止されている。 日出前及び日没後には、当該種に固有の狩猟の禁止事項は、当該種に固有の狩猟の禁止事項として定められていない。 日出前及び日没後には、当該種に固有の狩猟の禁止事項は、当該種に固有の狩猟の禁止事項として定められていない。 日出前及び日没後には、当該種に固有の狩猟の禁止事項は、当該種に固有の狩猟の禁止事項として定められていない。	現行法で禁止されている日出前及び日没後における観覧は、一定の要件を満たしている場合には、日出前及び日没後の観覧は、日出前及び日没後の観覧と同一と見なされる。	〔提案理由〕 建設地にある特生鳥には、カワウのオカコシが形成されており、カワウが遊鳥を食すことにより発生する水産資源や畜産物の汚染や農産物の劣化による発生する観鳥被害が深刻化している。 近年、観鳥による被害等が増加しているが、観鳥被害であるカワウの多くは、日出前に鳥を捕まわり、日没後に帰ってくるから、日中の観鳥は効果的ではないとされている。 特生鳥は観光客がいなければ、他の観鳥と同様に、無人になることから、次々と餌を捕まえることにより、効率的に捕獲を行うことになり、	C	I	日出前及び日没後には、特生鳥類は、特に人間の身体又は生命に対する危険があると想定され、日出前や日没後に観覧の使用が許可が、仮に可能な場合はどのような要件が必要か等の点、十分考慮されていること。 なお、資機材における当該種コニエでの観覧は、日中に捕獲対象を確認しながらファイアフルにより効率的な捕獲が実施されていると想定しており、提案理由にある日出前及び日没後に観覧カワウの捕獲については、必ずしも必要ではないと見なされている。										滋賀県	滋賀県	環境省
130020	有害物質が企業活動(製造・流通)に由来しない場合の有害物質使用特定施設等の適用免除	水質汚濁防止法第8条第2項 水質汚濁防止法第12条 水質汚濁防止法第18条第1項 水質汚濁防止法施行規則第6条第2の2の規定に基づいて、構造基礎等の保守業務及び完了直後の検査・記録の義務が平成23年の法令により規定された。	●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。 ●有害物質を含むものの取扱いについては、「水質汚濁防止法施行規則第6条第2の2の規定に基づいて、構造基礎等の保守業務及び完了直後の検査・記録の義務が平成23年の法令により規定された。」	有害物質使用特定施設に該当するかどうかについて、企業活動に起因しない有害物質を含むものを除外し判断する。 〔有害物質が企業活動由来でない物質のみの場合〕 有害物質使用特定施設に該当しない場合は、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設ではない。	最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。また、最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。また、最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。また、最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。	E		有害物質使用特定施設は、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設のことであり、有害物質が不流出が否かで判断されるものではない。なお、有害物質使用特定施設に付帯する配管等については、有害物質を含む水が流れる部分に限り、構造基礎及び定期点検が求められる。地下浸透処理は、地下水はいつか汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策委員会(平成元年)を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。 ＜中央公害対策委員会(平成元年)「地下水質保全のあり方及び事故時の措置について」(抜粋)＞ ○地下水、大気・水環境等の生活汚染源として重要であり、しかも、地下水がそのまゝあるいは汚染源からの汚染物質をそのまま運搬している場合、地下水の汚染は広範囲に及ぶ可能性がある。また、地下での汚染物質の滞留は長期間にわたる継続することになり、地下水の汚染の回復は困難であることが多く、かつ有害物質等による地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またたえ技術的に可能な場合であっても多額の費用を要すること。										大分県 大分コンピナート企業協議会	大分県	環境省
130030	有害物質使用特定施設等諸種の削減となる有害物質の排出量の見直し(地下水の環境基準の適用)	水質汚濁防止法第8条第1項 水質汚濁防止法施行規則第6条第2の2の規定に基づいて、構造基礎等の保守業務及び完了直後の検査・記録の義務が平成23年の法令により規定された。	●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。 ●有害物質を含むものの取扱いについては、「水質汚濁防止法施行規則第6条第2の2の規定に基づいて、構造基礎等の保守業務及び完了直後の検査・記録の義務が平成23年の法令により規定された。」	有害物質使用特定施設の対象となる施設等について、有害物質の基準を現行の不特定な地下水の環境基準に引き上げる。	最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。また、最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。また、最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。	C		右提案者からの意見及び参考意見を踏まえ、再度検討し回答された。 大分石油化学コンビナートなど大分臨工業地帯は海上の埋立地に立地しており、設計・着工にあたり、地下水は埋立地の地盤が固く地下水は存在しない。回答で示されたように本規制の目的が地下水汚染の未然防止であることから、地下水汚染を未然防止する観点から、有害物質の使用、製造、処理等を伴う特定施設に限り、構造基礎及び定期点検が求められる。地下浸透処理は、地下水はいつか汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策委員会(平成元年)を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。 ○また、以上のような特異性についても考慮し必要がある。汚染源物質の有害物質等により、地下水汚染は長期間にわたる継続することになり、地下水の汚染の回復は困難であることが多く、かつ有害物質等による地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またたえ技術的に可能な場合であっても多額の費用を要すること。										大分県 大分コンピナート企業協議会	大分県	環境省
130040	有害物質使用特定施設等諸種の削減となる有害物質の排出量の見直し(公共水域の排水基準の適用)	水質汚濁防止法第3条第1項及び第2項 水質汚濁防止法第8条第1項 水質汚濁防止法施行規則第6条第2の2の規定に基づいて、構造基礎等の保守業務及び完了直後の検査・記録の義務が平成23年の法令により規定された。	●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。 ●有害物質を含むものの取扱いについては、「水質汚濁防止法施行規則第6条第2の2の規定に基づいて、構造基礎等の保守業務及び完了直後の検査・記録の義務が平成23年の法令により規定された。」	有害物質使用特定施設の対象となる施設等について、有害物質の基準を現行の不特定な公共水域の排水基準に引き上げる。	最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。また、最大なハイブリッドを有するコンピュータにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基礎等に対応するための工事や点検時に最大濃度の「有害物質」が流出する可能性がある。	C		右提案者からの意見及び参考意見を踏まえ、再度検討し回答された。 大分石油化学コンビナートなど大分臨工業地帯は海上の埋立地に立地しており、設計・着工にあたり、地下水は埋立地の地盤が固く地下水は存在しない。回答で示されたように本規制の目的が地下水汚染の未然防止であることから、地下水汚染を未然防止する観点から、有害物質の使用、製造、処理等を伴う特定施設に限り、構造基礎及び定期点検が求められる。地下浸透処理は、地下水はいつか汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策委員会(平成元年)を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。 ○また、以上のような特異性についても考慮し必要がある。汚染源物質の有害物質等により、地下水汚染は長期間にわたる継続することになり、地下水の汚染の回復は困難であることが多く、かつ有害物質等による地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またたえ技術的に可能な場合であっても多額の費用を要すること。										大分県 大分コンピナート企業協議会	大分県	環境省
130050	共同排水処理施設に対する有害物質使用特定施設の適用除外	水質汚濁防止法第2条第9号 水質汚濁防止法第12条第4項 水質汚濁防止法施行令第1条第1項(第1条)第2項 水質汚濁防止法施行規則第8条の5 水質汚濁防止法施行規則第9条の2の2	●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。 ●有害物質を含むものの取扱いについては、「水質汚濁防止法施行規則第6条第2の2の規定に基づいて、構造基礎等の保守業務及び完了直後の検査・記録の義務が平成23年の法令により規定された。」	特定施設のうち、水質汚濁防止法施行令第1条の7-4は有害物質使用特定施設の対象とする。	活性汚染を利用する共同排水処理施設は、排水処理に使用する有害物質使用特定施設の対象となる。しかし、活性汚染を利用する場合であっても、有害物質の使用は特定施設ではない。有害物質使用特定施設は、有害物質の使用に限り、構造基礎及び定期点検が求められる。地下浸透処理は、地下水はいつか汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策委員会(平成元年)を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。 ○また、以上のような特異性についても考慮し必要がある。汚染源物質の有害物質等により、地下水汚染は長期間にわたる継続することになり、地下水の汚染の回復は困難であることが多く、かつ有害物質等による地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またたえ技術的に可能な場合であっても多額の費用を要すること。	E		右提案者からの意見及び参考意見を踏まえ、再度検討し回答された。 大分臨工業地帯は海上の埋立地に立地しており、設計・着工にあたり、地下水は埋立地の地盤が固く地下水は存在しない。回答で示されたように本規制の目的が地下水汚染の未然防止であることから、地下水汚染を未然防止する観点から、有害物質の使用、製造、処理等を伴う特定施設に限り、構造基礎及び定期点検が求められる。地下浸透処理は、地下水はいつか汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策委員会(平成元年)を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。 ○また、以上のような特異性についても考慮し必要がある。汚染源物質の有害物質等により、地下水汚染は長期間にわたる継続することになり、地下水の汚染の回復は困難であることが多く、かつ有害物質等による地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またたえ技術的に可能な場合であっても多額の費用を要すること。										大分県 大分コンピナート企業協議会	大分県	環境省
130060	特定外来生物(植物)の保管・運搬の適用除外	外来生物法第4条第2号 特定外来生物(植物)の保管・運搬の適用除外	●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。 ●有害物質を含むものの取扱いについては、「水質汚濁防止法施行規則第6条第2の2の規定に基づいて、構造基礎等の保守業務及び完了直後の検査・記録の義務が平成23年の法令により規定された。」	特定外来生物を生きたまま運搬することは外来生物法第4条により規制されている。取扱いに伴う特定外来生物の運搬は除却措置の対象であり、これによって、有害物質使用特定施設の対象となる。	個人やボランティア等による特定外来生物(植物)の小規模な取扱いについて、特定外来生物を生きたまま運搬することは外来生物法第4条により規制されている。取扱いに伴う特定外来生物の運搬は除却措置の対象であり、これによって、有害物質使用特定施設の対象となる。	D-F	IV	右提案者からの意見及び参考意見を踏まえ、再度検討し回答された。 特定外来生物(植物)の対象の現状を理解し、提案理由に沿った回答を頂いたものに加え、対象となる生物の範囲を整理し、国と地方が力を合わせ実施すべきの点について、引き続き検討を継続し、回答をいただいている。 特定外来生物(植物)の対象の現状を理解し、提案理由に沿った回答を頂いたものに加え、対象となる生物の範囲を整理し、国と地方が力を合わせ実施すべきの点について、引き続き検討を継続し、回答をいただいている。										長野県	長野県	環境省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の内容の要請」の要請し	「措置の内容の要請」の要請し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案者主体名	都道府県	制度の所管・関係府県
130130	狩猟免許試験における試験科目の一斉免除	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 第53条	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 第53条	狩猟者の確保を図るため、鳥獣保護管理の負担軽減を重要な課題としており、銃器免許の取得に必要となる銃器の点検・分解検査、装填、取付を始める前に必ず実施すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を確保するため、狩猟免許試験の一部(銃器の点検・分解検査等の基本操作)を免除する必要がある。また、試験項目を減らすことにより、受験者の負担を軽減し、銃器の点検・分解検査等の基本操作(銃器の点検・分解検査)を免除し、受験負担を軽減すること。	本県では、狩猟後継者(特に銃器の)確保が喫緊の課題となっており、銃器免許の取得に必要となる銃器の点検・分解検査、装填、取付を始める前に必ず実施すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を確保するため、狩猟免許試験の一部(銃器の点検・分解検査等の基本操作)を免除する必要がある。また、試験項目を減らすことにより、受験者の負担を軽減し、銃器の点検・分解検査等の基本操作(銃器の点検・分解検査)を免除し、受験負担を軽減すること。	C	I	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、銃器の点検・分解検査、装填、取付を始める前に必ず実施すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を確保するため、狩猟免許試験の一部(銃器の点検・分解検査等の基本操作)を免除する必要がある。また、試験項目を減らすことにより、受験者の負担を軽減し、銃器の点検・分解検査等の基本操作(銃器の点検・分解検査)を免除し、受験負担を軽減すること。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	C	I	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、銃器の点検・分解検査、装填、取付を始める前に必ず実施すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を確保するため、狩猟免許試験の一部(銃器の点検・分解検査等の基本操作)を免除する必要がある。また、試験項目を減らすことにより、受験者の負担を軽減し、銃器の点検・分解検査等の基本操作(銃器の点検・分解検査)を免除し、受験負担を軽減すること。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、銃器の点検・分解検査、装填、取付を始める前に必ず実施すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を確保するため、狩猟免許試験の一部(銃器の点検・分解検査等の基本操作)を免除する必要がある。また、試験項目を減らすことにより、受験者の負担を軽減し、銃器の点検・分解検査等の基本操作(銃器の点検・分解検査)を免除し、受験負担を軽減すること。	「各府県からの再意見」欄に記載されている通り、銃器の点検・分解検査、装填、取付を始める前に必ず実施すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を確保するため、狩猟免許試験の一部(銃器の点検・分解検査等の基本操作)を免除する必要がある。また、試験項目を減らすことにより、受験者の負担を軽減し、銃器の点検・分解検査等の基本操作(銃器の点検・分解検査)を免除し、受験負担を軽減すること。				
130140	鳥獣保護区における狩猟期間中の特定鳥獣に対する捕獲許可の不要化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第1条第1項、第28条第1項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第1条第1項、第28条第1項	鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための必要があるため、鳥獣の捕獲や搬出に必要となる鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第1条第1項、第28条第1項	鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための必要があるため、鳥獣の捕獲や搬出に必要となる鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第1条第1項、第28条第1項	C	I	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための必要があるため、鳥獣の捕獲や搬出に必要となる鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第1条第1項、第28条第1項	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	C	I	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための必要があるため、鳥獣の捕獲や搬出に必要となる鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第1条第1項、第28条第1項	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための必要があるため、鳥獣の捕獲や搬出に必要となる鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第1条第1項、第28条第1項	「各府県からの再意見」欄に記載されている通り、鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための必要があるため、鳥獣の捕獲や搬出に必要となる鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第1条第1項、第28条第1項				
130150	引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特別	廃棄物処理法施行規則 第2条第10号	引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特別	引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特別	引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特別	E	-	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特別	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	C	-	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特別	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	「各府県からの再検討要請に対する回答」欄に記載されている通り、引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特別	「各府県からの再意見」欄に記載されている通り、引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特別				